

平成27年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

( 余 白 )

監 査 第 59 号  
平成 28 年 9 月 30 日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 濱 口 三代和

平成27年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の提出に  
ついて

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成27年度  
志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見  
を提出する。

## 凡 例

1. 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。  
したがって、構成比等において合計と内訳の合計比率が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - “ △ ” …… マイナス（－）、減少、低下
  - “ — ” …… 該当数値なし、算出不能なもの
  - “ 0.0% ” …… 0または単位未満のもの

# 平成27年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

## 審査の概要

### 1. 審査の対象

- (1) 平成27年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成27年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成27年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成27年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

### 2. 審査の期間

平成28年7月8日から平成28年9月29日

### 3. 審査の実施場所

志摩市役所 監査委員事務局

### 4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

### 5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務の執行についても、適正に処理されているものと認めた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成27年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 2,337,000 円に対し、歳入決算額 2,293,391 円で歳出決算額は 1,967,416 円となり、歳入歳出差引額は 325,975 円となった。

南張財産区は予算現額 613,000 円に対し、歳入決算額 611,012 円で歳出決算額は 451,738 円となり、歳入歳出差引額は 159,274 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 2,056,000 円に対し、歳入決算額 1,992,839 円で歳出決算額は 1,825,880 円となり、歳入歳出差引額は 166,959 円となった。

迫子財産区は予算現額 1,845,000 円に対し、歳入決算額 1,843,475 円で歳出決算額は 1,662,992 円となり、歳入歳出差引額は 180,483 円となっている。

実質収支は4財産区とも黒字となっている。決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

(単位:円、%)

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B/A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C/A)	歳入歳出差引額 (B-C)
浜 島	2,337,000	2,293,391	98.1	1,967,416	84.2	325,975
南 張	613,000	611,012	99.7	451,738	73.7	159,274
塩 屋	2,056,000	1,992,839	96.9	1,825,880	88.8	166,959
迫 子	1,845,000	1,843,475	99.9	1,662,992	90.1	180,483

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
27	2,337,000	2,293,391	2,293,391	0	0	98.1	100.0
26	2,565,000	2,372,462	2,372,462	0	0	92.5	100.0
差引増減	△ 228,000	△ 79,071	△ 79,071	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,551,322	67.6	1,545,371	65.1	5,951	0.4
繰越金	242,069	10.6	527,091	22.2	△ 285,022	△ 54.1
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	500,000	21.8	300,000	12.7	200,000	66.7
歳入合計	2,293,391	100.0	2,372,462	100.0	△ 79,071	△ 3.3

浜島財産区の主な歳入は、財産収入、基金からの繰入金となっている。  
その状況については、予算現額 2,337,000 円に対し収入済額は 2,293,391 円となり、収入率は 98.1%となっている。また、調定額 2,293,391 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%であるが、収入済額は 79,071 円(3.3%)減少している。これは、繰越金の減少による。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
27	613,000	611,012	611,012	0	0	99.7	100.0
26	816,000	534,195	534,195	0	0	65.5	100.0
差引増減	△ 203,000	76,817	76,817	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	153,924	25.2	153,416	28.7	508	0.3
繰越金	55,088	9.0	80,779	15.1	△ 25,691	△ 31.8
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	402,000	65.8	300,000	56.2	102,000	34.0
歳入合計	611,012	100.0	534,195	100.0	76,817	14.4

南張財産区の主な歳入は、財産収入、基金からの繰入金となっている。  
その状況については、予算現額 613,000 円に対し収入済額は 611,012 円となり、収入率は 99.7% となっている。また、調定額 611,012 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0% で、収入済額は 76,817 円 (14.4%) 増加している。これは、基金からの繰入金の増加による。

### 3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
27	2,056,000	1,992,839	1,992,839	0	0	96.9	100.0
26	2,290,000	2,051,165	2,051,165	0	0	89.6	100.0
差引増減	△ 234,000	△ 58,326	△ 58,326	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	112,952	5.7	82,882	4.0	30,070	36.3
繰越金	179,887	9.0	268,283	13.1	△ 88,396	△ 32.9
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	1,700,000	85.3	1,700,000	82.9	0	0.0
歳入合計	1,992,839	100.0	2,051,165	100.0	△ 58,326	△ 2.8

塩屋財産区の主な歳入は、繰越金と基金からの繰入金となっている。  
その状況については、予算現額 2,056,000 円に対し収入済額は 1,992,839 円となり、収入率は 96.9% となっている。また、調定額 1,992,839 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0% であるが、収入済額は 58,326 円 (2.8%) 減少している。これは、繰越金の減少による。



#### 4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
27	1,845,000	1,843,475	1,843,475	0	0	99.9	100.0
26	1,405,000	1,303,043	1,303,043	0	0	92.7	100.0
差引増減	440,000	540,432	540,432	0	0		

#### 款別収入済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	792,730	43.0	818,208	62.8	△ 25,478	△ 3.1
繰越金	62,745	3.4	184,835	14.2	△ 122,090	△ 66.1
諸収入	0	0.0	0	0.0	0	—
繰入金	988,000	53.6	300,000	23.0	688,000	229.3
歳入合計	1,843,475	100.0	1,303,043	100.0	540,432	41.5

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。その状況については、予算現額 1,845,000 円に対し収入済額は 1,843,475 円となり、収入率は 99.9%となっている。また、調定額 1,843,475 円に対する収入率は前年度と同じ 100.0%で、収入済額は 540,432 円(41.5%)増加している。これは、基金からの繰入金の増加による。

#### (2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

#### 別表3

#### 1) 浜島財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
27	2,337,000	1,967,416	0	369,584	84.2
26	2,565,000	2,130,393	0	434,607	83.1
差引増減	△ 228,000	△ 162,977	0	△ 65,023	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,484,202	75.4	1,487,491	69.8	△ 3,289	△ 0.2
総 務 費	403,214	20.5	562,902	26.4	△ 159,688	△ 28.4
諸支出金	80,000	4.1	80,000	3.8	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	1,967,416	100.0	2,130,393	100.0	△ 162,977	△ 7.7

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,337,000 円に対し支出済額は 1,967,416 円で、前年度より 162,977 円(7.7%)減少し、予算執行率は 84.2%となっている。

総務費が減額となった主な要因は、地方財政法7条による積立金の減少である。

2) 南張財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
27	613,000	451,738	0	161,262	73.7
26	816,000	479,107	0	336,893	58.7
差引増減	△ 203,000	△ 27,369	0	△ 175,631	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	249,471	55.2	267,058	55.7	△ 17,587	△ 6.6
総 務 費	135,267	30.0	145,049	30.3	△ 9,782	△ 6.7
諸支出金	67,000	14.8	67,000	14.0	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	451,738	100.0	479,107	100.0	△ 27,369	△ 5.7

南張財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 613,000 円に対し支出済額は 451,738 円で、前年度より 27,369 円(5.7%)減少し、予算執行率は 73.7%となっている。

議会費が減額となった主な要因は、議員報酬と会議録調製委託料の減少である。総務費が減額となった主な要因は、地方財政法7条による積立金の減少である。

### 3) 塩屋財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
27	2,056,000	1,825,880	0	230,120	88.8
26	2,290,000	1,871,278	0	418,722	81.7
差引増減	△ 234,000	△ 45,398	0	△ 188,602	

#### 款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	170,171	9.3	175,339	9.4	△ 5,168	△ 2.9
総 務 費	1,589,709	87.1	1,629,939	87.1	△ 40,230	△ 2.5
諸支出金	66,000	3.6	66,000	3.5	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	1,825,880	100.0	1,871,278	100.0	△ 45,398	△ 2.4

塩屋財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 2,056,000 円に対し支出済額は 1,825,880 円で、前年度より 45,398 円(2.4%)減少し、予算執行率は 88.8%となっている。

議会費が減額となった主な要因は、需要費の減少である。総務費が減額となった主な要因は、地方財政法7条による積立金の減少である。

4) 迫子財産区

(単位:円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
27	1,845,000	1,662,992	0	182,008	90.1
26	1,405,000	1,240,298	0	164,702	88.3
差引増減	440,000	422,694	0	17,306	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

(単位:円、%)

区 分	27年度		26年度		増減(C) (A-B)	増減率(D) (C/B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	1,375,379	82.7	896,978	72.3	478,401	53.3
総 務 費	200,613	12.1	256,320	20.7	△ 55,707	△ 21.7
諸支出金	87,000	5.2	87,000	7.0	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	1,662,992	100.0	1,240,298	100.0	422,694	34.1

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 1,845,000 円に対し支出済額は 1,662,992 円で、前年度より 422,694 円(34.1%)増加し、予算執行率は 90.1%となっている。

議会費が増額となった主な要因は、放送機器等の備品を購入したためである。総務費が減額となった主な要因は、地方財政法7条による積立金の減少である。

## 7. 財産の状況

各財産区の平成27年度における財産の状況は次のとおりである。

### (1) 土地

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	209,844	1,026,123	319,442	1,969,414	3,524,823
決算年度中増減高	4,762	0	0	0	4,762
決算年度末残高	214,606	1,026,123	319,442	1,969,414	3,529,585

### (2) 建物

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
決算年度中増減高	0	0	0	0	0
決算年度末残高	0	276	70	111	457

### (3) 基金 (財政調整基金)

(単位: 円)

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	75,832,982	49,090,219	95,664,785	290,452,095	511,040,081
決算年度中増減高	△ 296,978	△ 340,846	△ 1,548,299	△ 818,670	△ 3,004,793
決算年度末残高	75,536,004	48,749,373	94,116,486	289,633,425	508,035,288

※ 浜島財産区については、保有株式 3,520 株 176,000 円を含む。

※ 塩屋財産区については、債権 (県債) 40,000,000 円を含む。

※ 迫子財産区については、債権 (県債) 90,000,000 円を含む。

## むすび

以上が平成27年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

各財産区会計の運営は概ね適正に実施されている。しかし、これまでの決算の際にも述べたが、浜島財産区の土地貸付について、依然として問題解決が図られていない。現在、建物は使用されていないが、建物が存在する限り、周辺地域の景観に影響を及ぼすばかりでなく、放置すればするほど、老朽化に伴う倒壊の危険性は高まる。法的・財政的な側面から見ると容易な問題解決は望めないことは十分認識しているが、仮囲いの設置や崩落部分の撤去など市民生活に危険が及ばないような対策が必要と思われるため、前向きに検討されたい。

なお、財産の管理、処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に配慮されるとともに、地域住民の意向を十分に踏まえた上で、地域住民の福祉の増進に向けて、今後とも適正な事業執行に努められたい。

また、基金については、確実かつ有効な運用に留意するとともに金融情勢を的確に把握し、適切な公金管理に努めることを併せて要望する。